

- 二、雇員 社員の八割に相當する額
- 三、傭員 社員の六割に相當する額
- 今回支給したる退職手当額
- 八四三、圓（勤続滿十四ヶ年） 井上 徳 助
- 四八九、圓（勤続十年八ヶ月） 倉 水 四 郎
- 十一、経過

罷業と共に各部長以下五十餘名は同夜（十日）午後十一時上宇業購に参集、購前空家を借入れ争議團事務所として對策協議の結果、次々の要求事項を決定し翌十一日荷主たる昭和石炭坑々長中島森太郎を介し會社側に提出したのである。

要 求 事 項

- 1、退職手當は勤続最終年の率に依り支給すること

- 2、社員及雇傭員の退職手當支給率の差別を撤廢すること
- 3、支給率基準は前三ヶ年の平均額に依らず退職當時の收入額により支給すること
- 4、退職手當社則七十二條中給與することあるべしを給與すと改正すること
- 5、支那人千葉喜八郎庶務主任石川金三郎を解雇すること
- 6、吉原驛機關庫に増員され度若し不可能なれば宿直員は勝田輝岡様五十錢支給され度
- 7、本件に付犠牲者を出さざること

會社側に於ては即日軍役會議を開催協議したるも對策決定せず十七日更に開催することとなつたのであるが、所轄警備隊に於ては十一日午前<sup>午後</sup>時争議團幹部と會見し騒擾を戒めたので、争議團體に於ては一週間を限り會社の態度